

広島県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十年六月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市八本松町吉川五七七二の四、五七七二の五、五七七二の九、五七七二の一〇、五七七二の一、五七七二の一三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅